

パートナー登録制度 規定

■対象となる団体

- ・次のいずれにも該当し、営利を目的としない市民活動団体であること。
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ・政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ・特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- ・暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- ・最低限の情報開示（「団体情報記入用紙」に記入すること）ができる団体であること。

※活動の地域・分野、法人の有無・法人格の種類、組織の規模は問いません。

※登録後であっても、登録条件の基準に基づき、登録団体として適切でないと判明した場合、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行いをした場合などは、登録資格を抹消する場合があります。

■登録料

10,000 円／年

4月1日（または登録日）から翌年3月31日まで

※ただし、登録日が10月1日以降の場合、5,000 円／年

※登録料は返金しませんのでご了承ください。

※登録料と合わせて、市民活動総合情報誌「ウォロ」をご購読いただく場合は12,300 円／年（2,300 円（年間購読（6冊、送料込）※通常、3,300 円のところパートナー登録団体は1,000 円割り引いています。）

■登録の方法

- ・登録をご希望の場合「パートナー登録申請書」に必要事項を記入し、下記事務局までご提出ください（申請書は、原則としてデータで提出していただきます）。

・当協会がより団体を理解し、支援者をつなぐための基礎資料とするために下記の資料の提供をお願いしています。団体に資料がある範囲で結構です。

1. 会の活動紹介資料（パンフレット等）、定期刊行物（会報・機関紙・情報誌等）
2. 設立趣旨書等
3. 定款の写し、規約、またはこれに変わるもの（会則等）
4. 役員名簿・運営委員名簿（氏名・役職のみで可）
5. 直近終了年度の事業報告書・決算書（収支・活動計算書、貸借対照表）
6. 直近の年度の事業計画書・収支予算書
7. 会員の入会申込書、入会パンフレット
8. 定期刊行物（会報・機関誌・情報誌等）
9. その他（会の実績等の関連資料）

※提供資料は返却いたしませんので、ご了承ください。

・新規登録の場合は団体の活動拠点をスタッフが訪問し、活動状況のヒヤリングをさせていただきます場合もあります。

・年度毎に登録更新します。更新の際には、登録料を納入するとともに「団体情報記入用紙（更新データ）」及び上記 1～9 の資料を可能な範囲で提出してください。

■登録団体の条件等

- ・登録団体については、支援者の理解と信頼を得るために、積極的な情報公開をめざします。
- ・提出された「団体情報記入用紙」に基づき、大阪ボランティア協会ホームページ内に団体紹介ページを作成します（年度更新あり）。
- ・各団体のパンフレットや定期刊行物（会報誌など）を随時事務局までお送りください（情報ラックにファイリングして公開します）。団体のメールマガジンがあれば、事務局までご連絡ください。